

いじめ重大事態への適切な対応と 不登校児童生徒の学びを保障する支援体制について

唐津市総合教育会議 協議資料

令和8年9月2日（水）

唐津市教育委員会



いじめと不登校は、子どもの安全・安心と学びの場の保障に関わる重要課題です

それぞれの課題に応じた適切な対応と、継続的な支援体制が必要です。

いじめ

- ・どの学校、どの児童生徒にも起こり得る
- ・重大事態の発生時期や件数は予測困難
- ・公平性、中立性、専門性を備えた調査が必要
- ・事案に応じて弁護士等の参画が必要

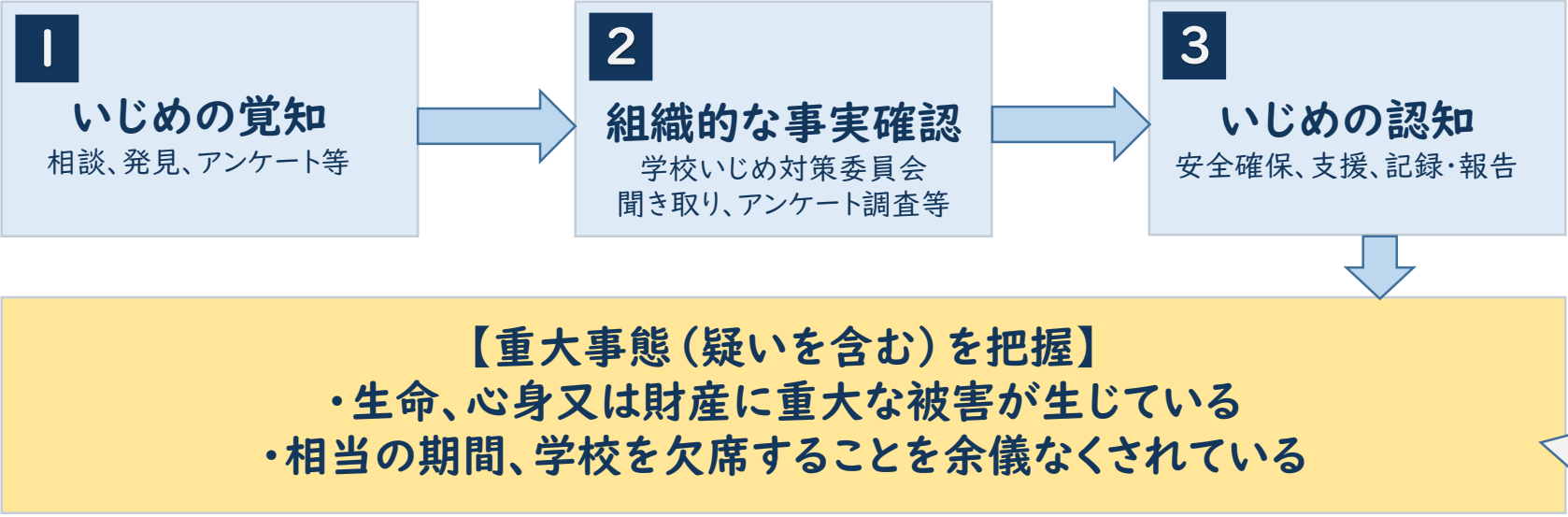
不登校

- ・背景や要因、必要な支援は一人一人異なる
- ・教室以外であれば登校できる場合がある
- ・校内別室や教育支援室の需要が増加
- ・個別的な環境調整を必要とする場合がある

※不登校による欠席が30日以上になった場合、不登校児童生徒としてカウントする。

いじめの覚知から重大事態（調査委員会）までの流れ

いじめとは「一定の人的関係にある他の児童生徒から心理的・物理的な影響を受け、対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」です。



重大事態としての対応



重大事態は、重大な被害等が確定した後ではなく、“疑い”がある段階で判断し、速やかに報告・調査を行う。

重大事態は件数が少なくても、集中的かつ専門的な対応を要します

重大事態による調査委員会が設置されると様々な調査業務が発生します。

指 標 ※各年度末時点	令和5年度	令和6年度	令和7年度
いじめ認知件数	1092件	785件	822件
重大事態件数	3件	2件	4件
調査委員会設置件数	3件	6件	9件
調査委員となった弁護士数	3人	4人	6人
委員報酬等の支出額	¥80,860	¥49,500	¥155,500

件数だけでは表れない調査業務

- ・調査期間と会議回数
- ・関係者への聴き取り回数
- ・資料の収集、精査の業務量
- ・報告書作成に要する期間
- ・複数事案が重なる可能性
- ・弁護士からの質問の回答作成 等

※弁護士に調査委員を委嘱した場合の報酬額

- 市で設置の場合・・・1回で一律¥5,500（市の条例による）
- 学校で設置の場合・・・2時間¥20,000+15分毎¥2,500
（委員会外の作業）1時間¥20,000（県弁護士会の規定による）

調査業務の多くを
学校が担っているのが
現状です。



専門家（弁護士等）の確保や調査開始が遅れない仕組みを整える必要があります

予測できない要素が多い中で解決すべき課題があります。

予測できない要素

- ・発生件数と発生時期
- ・必要な委員数
- ・会議、聴き取りの回数
- ・資料量と調査期間
- ・複数事案の同時進行



必要経費等

- ・弁護士等の委員報酬
- ・会議、聴き取り
- ・資料精査
- ・調査報告書の作成
- ・旅費その他の調査経費



課題等

- ・当初予算に基礎額の計上
- ・市と弁護士会の報酬基準額の違い
- ・複数事案や長期化への追加措置
- ・不足時の手順の事前整理
- ・専門家候補の事前確保
- ・委員の選定
(中立性・公平性の確保)



不登校児童生徒の増加・多様化に応じた支援が必要です

人数だけでなく、どのような支援につながっているかがポイントです。

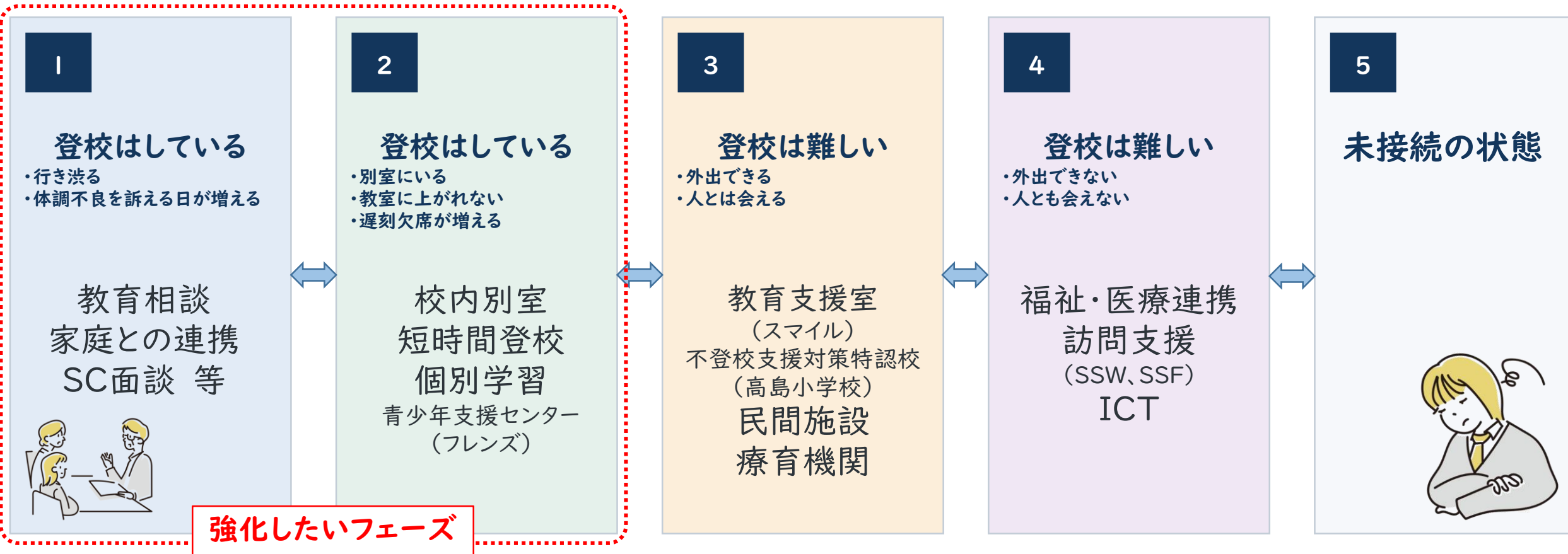
指 標	小学校	中学校	合計
不登校児童生徒数 ※R7年度末時点	144人	214人	358人
在籍者に占める割合 ※R7年度末時点	2.4%	7.2%	4.0%
校内別室利用者数 ※R8.8月時点	21人	29人	50人
教育支援室（スマイル）利用者数 ※R8.8月時点	14人	15人	29人
不登校対策支援特認校（高島小）利用者数 ※R8.8月時点	3人		3人
民間施設の利用を出席扱いとしている児童生徒数 ※R8.8月時点	4人	4人	8人
ICTを活用した学習を出席扱いとしている児童生徒数 ※R8.8月時点	1人	4人	5人

人数だけでは見えない支援ニーズ

- ・新規と継続の別
- ・欠席日数の状況
- ・校内別室の利用希望者
- ・教育支援室の待機、受入調整
- ・個別的な環境調整の必要性
- ・支援につながっていない理由 等

一人一人の状態とニーズに応じて学びの場を保障します

学校復帰だけを唯一の目標とせず、複数の支援を柔軟に組み合わせます。



児童生徒の状態は一方向に進むものではない。
本人・保護者の意向を踏まえ、状態の変化に応じて支援を柔軟に調整している。

人・量・環境の制約により、支援上の空白が生じています

既存資源を生かしつつ、支援が途切れる部分を補う必要があります。

支援の場	現在の機能	主な課題
在籍学級	通常の学習・集団生活	個別対応時間に限界
校内別室	居場所・学習・相談	常時支援する職員が不足、教職員負担増
教育支援室、特認校	在籍校以外での相談・学習	定員超過、通所距離や送迎の負担
SC・SSW	心理・福祉面の支援	勤務日数・対応時間に制限
医療・福祉等	専門的な支援	保護者の理解、待機期間、連携調整が必要



人的制約



量的制約



環境的制約

市内の21校で別室登校に対応しています

各学校が実情に応じて別室登校に対応する一方、運営体制や支援の継続性には課題があります。

別室の有無 ※R8.8月時点	小学校	中学校	合計
設置している	10校	11校	21校
設置していない	18校	7校	25校
利用している児童生徒数	21人	29人	50人

※利用者が一番多い学校では、

- ・利用者が16名
- ・教育相談担当者中心に対応
- ・職員が付けない時間もある



現在の課題

- ・担任は授業中のため常駐できない
- ・養護教諭や管理職等に負担が集中
- ・開室できる曜日、時間が限定
- ・見守りが中心で学習支援が困難
- ・学校によって支援内容に差
- ・記録や情報共有の時間も不足